

## Asbestos license assessment, amendment and revocation guide (ALAARG)

# アスベスト免許の評価、修正、取消しの手引き (ALAARG)

## 目次

はじめに	3
許可制度	3
アスベスト管理規則(2012)(CAR)	3
免許	3
免許付与:一般要件	5
アスベスト免許ユニット(ALU)	6
申請	6
作業のモニタリング	6
重点査察対象請負事業者(PVC)	6
アスベスト取扱い作業実施免許の申請	7
免許付与:正式会議	7
書類 ASB4	8
書類 ASB4 の作成	8
HSE のデータベース(COIN)	9
実績	9
免許期間中に作業をほとんど又は全く実施していない状態	9
安全衛生管理の評価	10
アスベスト特有の事柄の報告	11
検査官の最終意見及び提案	12

**アスベスト作業免許の付与又は却下 12**

ALU が取る措置 13

ALPI が取る措置 13

提案及び決定 13

免許期間 13

免許の却下 14

**免許の取り消し 16**

ALU が取る措置 16

ALPI が取る措置 17

会議の記録 17

提案及び決定 17

**変更手順 18**

ALU が取る措置 18

ALPI が取る措置 18

提案及び決定 18

**上訴手順 20**

LRB による審査 20

第 44 節による上訴 20

**参照文献及び参考文献 23**

**詳細情報 24**

## はじめに

- 1 本文書は、アスベスト免許制度に関する指針を提供するものである。本文書は、この他の参照文書と併せて読む必要がある。
- 2 本ガイドは主に規制機関向けに書かれているが、免許所持者、申請者、顧客など、認定アスベスト作業に関わる他の人々にとっても重要な内容である。安全衛生庁(HSE)ウェブサイトでは、アスベストに関するあらゆる事柄を網羅する包括的な情報を提供している。[www.hse.gov.uk/asbestos/index.htm](http://www.hse.gov.uk/asbestos/index.htm)。

## 許可制度

- 3 許可は、正規の規則が十分でなく、許可制度が課す追加要求によって便益がもたらされると認められる場合に用いられる。
- 4 アスベストは極めて危険な物質であり、アスベストを扱う作業員、及びアスベストによって影響を受ける可能性がある者の健康に重大なリスクをもたらす。アスベストはカテゴリー1 に分類される発がん性物質で、イギリスでは毎年 4000 人以上の死因となっている。これは、イギリスにおける労働関連の死亡の単一の原因としては最大のものである。そのため、アスベスト取扱い作業は厳密に管理され、許可制度の対象となる。アスベスト取扱い作業に関連するリスクを考慮すると、認定請負事業者が高い専門性と細心の注意を持って作業を実施することが不可欠である。
- 5 アスベスト免許は、イギリスで運用されている数少ない許可制度のうちの一つである。安全衛生委員会(現在は安全衛生庁理事会(Board))の「政策声明: 許可制度への取り組み(Policy Statement: Our approach to permissioning regimes)」<sup>1</sup>を参照のこと。アスベスト免許は、安全衛生法の一般的枠組みに対する付加事項であり、多大なリソースを必要とするものである。免許を必要としない産業と比較して、規制機関の介入の程度が大きい。
- 6 許可制度は、リスクを生み出す組織にリスクの法的管理義務があるという事実を踏まえて構築されている。従って、免許所持者には、アスベスト取扱い作業の実施に必要な専門知識に加えて、模範となる管理基準及び取り決めが求められる。

## アスベスト管理規則(2012)(CAR)

- 7 この規則に関する総合的な情報は、「公認実施準則(ACOP)アスベスト含有建材の取扱い作業 L143」<sup>2</sup>で提供されており、[www.hse.gov.uk/pubns/books/l143.htm](http://www.hse.gov.uk/pubns/books/l143.htm) から入手可能である。
- 8 すべてのアスベスト取扱い作業は CAR に従って実施しなければならない。また、ほとんどのアスベスト取扱い作業は免許の対象である。規則 8 では、アスベスト取扱い作業を実施できるのは、HSE からアスベスト作業免許を交付された雇用主又は自営業者のみと定められている。免許なしで実施できるアスベスト取扱い作業は規則 3(2)で定められているものだけであり、付随の ACOP で詳細が説明されている。

### 免許

- 9 免許の所持を求められるのは、雇用主(すなわち、有限責任会社、共同経営会社など、アスベスト取扱い

作業を行う作業者を雇用する者)である。アスベスト作業免許は、最長 3 年までの期間に対して交付され、条件の適用を受ける。HSE が免許付与に関して下す決定は、民事上の立証基準に従って下されている。すなわち、蓋然性の均衡に基づき、適切な決定が下されている。

### 免許の種類

10 「総合」免許の免許所持者は、すべてのアスベスト取扱い作業を実施することができる。また、認定アスベスト作業には以下が含まれる。

- **監督業務**(免許を必要とする作業の直接監督業務に限る)
- **付帯作業**。たとえば、アスベストが攪乱されるおそれがある足場構築、及び免許を必要とする作業へのアクセス確保のための足場構築など
- 自社の従業員による**自社の施設におけるアスベスト取扱い作業**
- 他の免許所持者による免許を必要とする作業への**労働供給**(管理又は監督を除く)

該当する ALG メモを参照のこと。ALG メモは、次の URL からオンラインで入手可能。  
[www.hse.gov.uk/aboutus/meetings/committees/alg/memos\\_issued.htm](http://www.hse.gov.uk/aboutus/meetings/committees/alg/memos_issued.htm)。免許を必要とするアスベスト取扱い作業の全詳細については、ACOP の第 87 項から第 90 項を参照のこと。

### 免許の条件

11 すべての免許には、3 つの「基本」条件がある。

1 本免許証又はその複製は、免許所持者がアスベスト取扱い作業の入札又は見積書の提出先の要請による検査の際に閲覧可能である必要があり、すべての作業現場において検査可能な状態に置くものとする。免許証の複製には、条件 2 で義務付けられている各通知を添えるものとする。

2 免許所持者は、適切な HSE 又は地方自治体に対し作業開始の遅くとも 14 日前、又は当該監督機関が認めるその他の日数前までに、書面による作業通知を行うものとする。通知には、実施する作業の種類、予想される作業期間、作業を実施する予定の建物の住所、作業開始日を明記するものとする。これらの情報に変更が生じた場合、監督機関にできる限り速やかに書面で通知しなければならない。この条件は、アスベスト取扱い作業がアスベスト管理規則(2012)の規則 3(2)に定められた免除規定の対象となる場合、又は免許所持者が従業員(作業従事者)を他の免許所持者に貸し出す場合には、適用されない。

3 (a) 条件 2 によって義務付けられる作業通知の提出前に、免許所持者は以下の文書を用意するものとする。

(i) 適切かつ十分な実施作業計画書

(ii) アスベスト作業従事者の防護及び除染、及びその他の人々の保護に用いる、その作業に適した機器の適切かつ十分な仕様書

(b) 免許所持者は、HSE 及び/又は地方自治体の要請に応じて 3(a) で言及された文書の複製を用意、及び/又は要求に従ってそれらの文書の点検を認めるものとする。

(c) 条件 2 によって義務付けられる作業通知の下で実施される作業は、(a) (i) 及び(ii)に定めら

れた通りの適切かつ十分な作業計画及び機器に従って実施されるものとする。

作業計画及び仕様書は、要請に応じて提供され、通知時に閲覧可能でなければならない。

## 12 注意事項:

- 条件 2 に加え、規則 9 においても、認定請負作業の通知が義務付けられている。
- 条件 3 に加え、規則 7 においても、適切な作業計画書の用意、及び雇用主が確実にその計画書に従って作業を実施することが義務付けられている。

13 特別な目的を達成することを免許所持者に義務付けるため、条件ごとの詳細な行動を定めた追加条件が加えられる場合がある。

## 免許付与: 一般要件

14 HSE は免許所持者に対し、手本となる基準に従うこと、信頼できる包括的な安全衛生記録の保有を示すことを期待する。その記録には、アスベスト法の枠組みを超えた広範囲の安全衛生順守が示されていることが望ましい。

15 免許所持者に期待される高水準の専門性および完全性の範囲は、一般に免許所持者の行動にまで及ぶ。不適切な行動は、免許を所持するための申請者の適性に疑いを生じさせる可能性がある。監督機関(たとえば HSE、地方自治体、警察、英国歳入関税局等)に対する不適切な行動、又は申請者が免許所持の適性に疑いを生じさせるその他の行動の証拠がある場合、免許申請が認められない(又は、既存の免許が取り消される)場合がある。

16 アスベスト取扱い作業が高リスクの場合、免許所持者は認定アスベスト作業の実施におけるその経験及び専門性を継続的に深め、維持することが期待される。従って、HSE は免許所持者がアスベスト取扱い作業を本業とすることを求める。

17 免許所持者は、上級管理者が安全衛生に積極的に責任を負っていることを示さなければならない。有効な管理のしくみが整備され、運用されていなければならない。免許を必要とする産業として、手本となる管理基準が期待される。効力のない管理、及び低い基準は容認できない。

18 さらに詳しいガイダンスは、「成功する安全衛生管理」(HSG65) [www.hse.gov.uk/pubns/books/hsg65.htm](http://www.hse.gov.uk/pubns/books/hsg65.htm).<sup>3</sup>で提供している。

19 免許所持者は、アスベスト作業に伴う以下のような事柄について、卓越した知識、能力、技術を示せなければならない。

- リスク評価、作業計画、作業方法
- 従業員、監督者、管理者のトレーニング
- 個人用保護具(PPE)及び呼吸用保護具(RPE)
- アスベスト作業のための隔離養生
- アスベスト作業のための制御技術
- 除染及び点検

20 さらに詳しいガイダンスは、ACOP<sup>1</sup> 及び「アスベスト:認定請負事業者のためのガイド(HSG247)」([www.hse.gov.uk/pubns/books/hsg247.htm](http://www.hse.gov.uk/pubns/books/hsg247.htm))<sup>4</sup> で提供している。

21 アスベスト作業免許を申請するのは、免許所持者に必要なあらゆる特性を自らが備えていると信じる事業者のみでなければならない。

## アスベスト免許ユニット(ALU)

22 ALU は、HSE の代理権を有し、CAR に基づき免許の付与、修正、取り消しを行う。この役割を果たす責任は、ALU 本部にある。

### 申請

23 ALU は、アスベスト作業免許の申請を処理し、評価を担当するアスベスト免許主任検査官(ALPI)に連絡する。免許が交付されると、ALU は、免許所持者の検査を実施する実地検査官(operational inspector)に連絡する。

### 作業のモニタリング

24 許可制度において規制機関による介入の度合いを高くする必要があるということは、免許所持者が免許を所持していないときよりも頻繁に検査を受けることを意味する。免許が必要な作業はすべて届け出義務があり、関連監督機関(HSE 又は地方自治体)の検査を免れない。ALU は、これらの検査及びその他の資料から得た情報を用いて、免許所持者の作業の遂行を監視する。

25 作業の点検後、検査官による報告書は ALU に提出され、検討される。関係する ALPI 及び検査官と連携して、何らかの措置が取られる。必要に応じて、免許所持者に連絡を取る。これは通常、その免許所持者の作業内容について ALU が懸念を持ったということである。ALU による措置には、以下がある。

- 警告書の送付
- 免許の修正、及び
- 免許の取り消し

26 警告書の送付は、懸念を明白に示すものである。免許所持者は、懸念事項への対応を怠った場合は免許への措置が行われる可能性があるものとしてこれらの警告書に対処することを期待される。

27 免許への措置には、免許の修正、及び免許の取り消しを含む。必要に応じて、事前の警告書なしに免許への措置を取ることができる。

### 重点査察対象請負事業者(PVC)

28 作業のモニタリング中に特定の免許所持者について ALU が懸念を持った場合、その免許所持者に「PVC」ステータスが割り振られる場合がある。PVC ステータスとは、密接にその作業の遂行ぶりを監視するため、当該事業者が他の免許所持者よりも頻繁に検査を受けることである。

29 PVC であることで、当該免許所持者に何らかの法的身分が与えられることはない。それは、HSE が検査



を割り振り、対象とするための単なる内部手順である。免許所持者には、自らが現在 PVC である理由が書面により通知される。

30 検査によって HSE は、多くの作業現場から情報を得る。これにより、免許所持者は免許所持者に求められる基準、つまり確実にリスクを適切な制御下に置くような作業を実施できる能力を示すことができる。免許所持者がこれを一貫して示すことができたとき、ALU は PVC ステータスを解除する。

31 免許所持者が要求されている基準を満たせることを一貫して示せない場合、ALU はそれを遂行能力不足を示すものとみなし、取り消し手続きに結び付ける可能性がある。

## アスベスト取扱い作業実施免許の申請

32 申請要請は、ALU に送付する必要がある。ALU は、申請書類 ASB1 を用意する ([www.hse.gov.uk/asbestos/licensing/index.htm](http://www.hse.gov.uk/asbestos/licensing/index.htm) を参照のこと)。免許の申請は、安易に行うべきではない。前述の通り、免許所持者には、手本となる基準の安全衛生管理及び業務遂行能力が期待される。HSE が免許の発行を却下する要因になる可能性のある要素は、ACOP の第 99 項に列挙されている。

33 すべての要素について検討した結果、申請者が免許を所持できると自ら考える場合、必要な申請項目に記入し、ALU に送付する。評価の前に申請手数料を支払う必要がある。手数料は返金されない。

34 申請書類 ASB1 では、申請者の身元(及び関連する責任者、上級管理者等の詳細情報)を確認する。それは、これまでの免許歴、及び何らかの法の執行又は有罪判決に関する申告でもある。また、申請者の準備状態の「自己評価」も含まれる。これには、HSE の許可制度内におけるアスベスト取扱い作業への準備状態を詳述する必要がある。

35 ALU は、初期評価を実施する。ここで ASB1 の正確性を確認し、会社並びに責任者の過去の記録に加え、何らかの法執行措置が存在したかどうかを確認する。この初期評価で特に懸念事項が特定されなければ、ALU は責任者及び上級管理者との正式会議を地元の ALPI に要請し、評価を継続する。正式会議の目的は、申請者がアスベスト作業免許を所持する適性を有するかを詳細に検討することである。

36 免許は、CAR の規則 8 に基づき、実際に免許を必要としている雇用主に対してのみ交付される。当該規則に基づけば免許を必要としていないが、認定入札者リスト入りなどの「商業的な」目的で免許を申請している申請者には、交付されない。従って、アスベスト作業の実施に免許を必要としない場合、求められるあらゆる手続き及び努力を行うこと、又は免許を申請、取得するための申請手数料を支払うことに、何の意味もない。

## 免許付与: 正式会議

37 実地検査官(ALU の検査官が付き添う場合がある)は、以下の目的で申請者及び免許所持者と正式会議を行う。

- アスベスト作業免許が付与される適性を申請者が有するかを評価する。
- アスベスト作業免許の取り消しが適切かどうかを評価する。
- 免許の修正など、その他の免許への措置が適切かどうかを評価する。

38 正式会議は、ALPI の要請により、ALU と連携して、適切な時と場所で開かれる。ALU の検査官も同席する可能性がある。会議では、免許所持者又は申請者が安全衛生を管理し、適切な方法でアスベスト取扱い作業を行う能力を有するかが評価される。

39 申請者/免許所持者は、希望する場合、その法定代理人を同席させることができる。その他の第三者（コンサルタント等）の同席は、ALPI の裁量に任せられる。評価は、申請者/免許所持者について行われ、同席する第三者について行われるものではない。従って、その第三者によって行われる貢献に直接的な影響力はなく、むしろ逆効果になることもある。該当する ALG メモを参照のこと。

40 会議の間、評価を行う検査官は、話し合いの内容を記録しておくためにノートを取る。これには、以下に関する詳細な評価が含まれる。

- 安全衛生管理（「安全衛生管理：管理官のための安全衛生管理評価の実施に関するガイダンス」<sup>9</sup>を用いる）
- アスベストに関する知識及び専門性（ACOP 及び「アスベスト：認定請負事業者のためのガイド」を用いる）
- 必要に応じ、免許所持者の過去の実績について話し合う。

検査官はその後、これらの記録を用いて HSE のデータベース（COIN）に登録する書類 ASB4 を完成させる。

## 書類 ASB4

41 この書類は、実地検査官が正式会議で得た事柄を記録するために用いられる。6つのセクションに分かれている。

- 1 評価を行う検査官の詳細情報
- 2 免許所持者又は申請者の詳細情報
- 3 過去の実績に関する話し合いの記録
- 4 安全衛生管理の査定及び評価
- 5 アスベスト特有の事柄の報告
- 6 検査官の最終的な意見及び助言

セクション 1 及び 2 では、関連するすべての情報を記入しなければならない。

## 書類 ASB4 の作成

42 書類 ASB4 は、免許制度の能率を確保する上で重要である。これにより、評価を実施する検査官、及び/又は ALPI は、ALU 本部の判断基準になる情報を成文化された状態で ALU に提供することができる。

43 この評価は安全管理システムの監査であるため、正式会議には十分な時間を割り当て、評価で判明した事柄を書類 ASB4 に記録できるようにしなければならない。

44 HSE ウェブサイト上のガイダンスに従って評価を行い、以下に挙げるようなガイダンスを用いて発見事項を書類 ASB4 に記録する。



- **SME (中小企業)のための管理能力評価ツール(MAST) (Management Assessment Tool for SMEs (MAST) )**[www.hse.gov.uk/foi/internalops/fod/inspect/mast/index.htm](http://www.hse.gov.uk/foi/internalops/fod/inspect/mast/index.htm).
- **安全衛生管理:管理官のための安全衛生管理評価の実施に関するガイダンス (Managing for health and safety: Guidance for regulatory staff on the practice of assessing health and safety management)<sup>5</sup>**

(管理に関するさらに詳しいガイダンスは、このセクションの「安全衛生管理評価」も参照のこと)

- 45 ASB4 には、アスベストに特化した事柄に関する情報も記録する必要がある。
- 46 これにより、ASB4 は判定を下すうえで矛盾なく、十分な詳細情報をもって完成される。

### **HSE のデータベース (COIN)**

- 47 検査官は、記入済みの ASB4 を免許所持者/申請者のマスターケース(master case)上のサービスオーダー(service order)に添付する必要がある。サービスオーダーはその後、判定を下すために ALU に渡される。

### **実績**

- 48 既存の免許所持者の実績は、更新、取り消し、又は変更のための会議での課題である。ただし、以前に他社と関連作業を行っている新規の申請者にも関係する場合がある。

- 49 ACOP の第 99 項 (b) 及び第 108 項 (b) は同一の内容であり、HSE が免許の発行を却下する、又は免許の取り消しを検討する場合について以下のように述べている。

*「複数の現場の訪問を通じて、作業条件及び管理の悪さを示す証拠とともに、作業の成果に不十分な傾向が見られた場合。これは、アスベスト関連の違反に対する有罪判決、アスベスト関連の不備に対する違反通告、警告書などの法執行措置に結び付く場合がある」*

- 50 免許所持者が実施作業において良好な作業実績を示すことで、その専門性及び適格性を維持することは、不可欠である。評価検査官は、監督機関による現場査察で発見された状態を証拠として、申請者に免許を与えることが適切かどうか、又は免許所持者に免許を所持させ続けてよいかどうかを判断する。査察は法執行措置に結び付く場合があるが、正式な措置を伴わなくとも、作業成果が不十分であれば考慮の対象となる。

- 51 免許付与は安全衛生法の一般的枠組みへの追加的な手順であるため、順守のために規制機関の介入を必要とするものではない。正式会議の目的は、申請者 (又は免許所持者) が順守のために規制機関 (又は第三者) の介入を必要としない状況であることを評価検査官に証拠を提示して十分な情報を提供できるようにすることである。

- 52 評価検査官は正式会議で、HSE のデータベース (COIN)、及び ALU の報告書上の検査の記録を使用する。これらについて詳細な話し合いが行われるため、申請者/免許所持者はそれ以前に実施した作業に関する質問に答えられるよう、準備をしておく必要がある。対象となる作業の正式な記録 (作業手順書、仕様書、契約書等) の提示が必要になる場合がある。

### **免許期間中に作業をほとんど又は全く実施していない状態**

- 53 免許所持者が作業をほとんど又は全く実施していない場合、当該事業者が自らに作業能力があり、必要

な専門性を有していることを証明できる証拠を提供することは難しい。HSE は、作業を得られない状況があることは理解するが、申請者は、自らが積極的に認定アスベスト作業を取得する努力を続けていることを示せなければならない。必要に応じ、経験が限定的な申請者に対して期間を限定して免許を与える場合がある。認定アスベスト作業の実施における経験及び専門性を継続的に深め、維持するため、認定請負作業は申請者の基幹事業でなければならない。免許によって与えられた期間中に認定請負作業が実施されず、十分な説明もない場合、継続して免許を与えられる可能性は低い。

54 これは、総合免許所持者だけでなく、付帯免許所持者にも公平に適用される。

55 申請者に認定アスベスト作業を実施する意志がない場合、免許は与えられない。

## 安全衛生管理の評価

56 ACOP の第 99 項(d)及び第 108 項(d)は同一の内容であり、HSE は以下の場合、免許の発行を却下する、又は免許の取り消しを検討する可能性があるとして述べている。

*「ACM 取扱い作業中に従業員及びその他の人々の健康を守るための適正な知識、又は整備された手順を有していることを示せない場合」*

57 免許所持者は、すぐれた安全衛生管理体制を整えていなければならない。たとえ申請者又は免許所持者がアスベスト免許を必要とする作業に関して十分な知識を持っていたとしても、その知識が実際に現場で生かされる管理体制が整っていないならば、免許は与えられない。

58 安全衛生管理に関するガイダンスは、HSE ウェブサイト [www.hse.gov.uk/managing/index.htm](http://www.hse.gov.uk/managing/index.htm) で提供している。成功する安全衛生管理(HSG65)もガイダンスとして役立つだろう。

59 効果的な安全衛生管理において重要なのは、リーダーシップである。HSE ウェブサイト [www.hse.gov.uk/leadership/index.htm](http://www.hse.gov.uk/leadership/index.htm) では、リーダーシップに関するガイダンスも提供している。

60 評価では、申請者が説明した管理手順を検査及び検証する必要がある。申請者が書類 ASB1 で言及した参考文書/証拠について、正式会議の前に質問及び確認が行われる場合がある。管理手順は、当該事業者の業務方法を正確に反映したものでなければならない(すべての申請者は、その趣旨に対して申告書に署名している)。申請者は、説明された手順が現場において基準を十分に達成するためにどのように役立つかを示せる必要がある。

61 検査官は安全衛生の評価において、管理官向けに発行されている安全衛生管理評価に関するガイダンスを利用する(一般要件のセクションを参照のこと)。検査官は、以下の項目について検討する。

- 安全衛生管理の基本原則
- リーダーシップ及び管理
- 適格性
- 関与する作業者
- 法令順守

62 すべての免許所持者は、有効な安全衛生管理体制を有していることを正式会議で示せなければならない。これらの体制は、実用的かつ運用可能なものでなければならず、単なる達成目標であってはならない。

63 効果的な安全衛生管理とは、役所的な文書重視の手順ではない。大組織では、詳細な管理手順の文書化が必要になるかもしれないが、小さな組織では必要ない場合がある。小さな組織ではむしろ、おそらく 1 人の人間（経営者）又はごく小さな集団の行動及び特質が重要になるだろう。極小規模及び小規模な義務者にとって、リーダーシップ及び管理手順の話し合いは最適な方法ではないかもしれないが、経営者は安全衛生に関して従業員に事例を示し、主導しなければならない。有効な体制が整っていれば、管理者は安全衛生に関する文書業務を最小限にすることができる（たとえば、簡単な安全衛生方針、最重要リスクに対するリスク評価、法定文書）。正式に文書化された体制がないことは、必ずしも体制というものがないということではない。中規模の企業は、正式な安全衛生手順と非公式の安全衛生手順を混合させている場合がある。「安全衛生管理：管理官のための安全衛生管理評価の実施に関するガイダンス」を参照のこと。

64 雇用主と従業員との関係は非常に重要である。アスベスト作業の際に従業員を守るには、長期にわたる取り組みを必要とする重要課題が多くある。

- トレーニング
- 健康記録及び医学的監視、及び
- RPE の支給及び整備

65 トレーニングとは、単なるトレーニングコースへの参加ではなく、継続的な過程を指す。雇用主はトレーニングを分析して、従業員の適格性を評価し、年次の復習トレーニングに含めるべき内容の判断に役立てているだろうか。

66 最終的な保護策となる RPE の支給には、個々の従業員への顔フィッティングと継続的な検査が必要である。

67 医学的監視では、健康記録を少なくとも 40 年間保管することが求められる。

68 従って、従業員は、恒久的かつ直接に雇用されていることが望ましい。そうでない場合、申請者又は免許所持者は、自らの方針が恒久的に直接雇用されている作業員に対するものと同等に確固としたものであることを示せなければならない。これには必然的に、十分なリソースの配分が必要になるだろう。「自営業」者は自身の権利で免許を所持する必要がある、自身の作業を自分で管理するため、自営業者の使用は認められない。

69 リーダーシップについては詳しい調査が行われる。最高経営責任者は、管理業務において中心的役割を果たすことを期待される。大企業では、認定アスベスト作業の統括に個別の取締役が任命されている場合がある。どのような場合でも、事業の「統括姿勢」において、従業員の安全衛生の確保を約束するリーダーシップを示せなければならない。効果的な安全衛生の遂行は、組織の頂点から実践され、そこからあらゆる層へと浸透していく必要がある。最高経営責任者は、会社全体に対して高水準の管理を行わなければならない。

### アスベスト特有の事柄の報告

70 申請者及び免許所持者は、アスベストに関して卓越した知識を有していること、及びその知識を生かしていかにしてすぐれた作業を実施できるかを示せなければならない。

71 適用法についての完璧な知識が求められ、特に CAR については重視される。ACOP で詳述されている要件を、完璧に理解し、順守しなければならない。

72 アスベスト：認定請負事業者のためのガイド(HSG247)において、認定アスベスト作業に関する包括的な

ガイダンスを提供している。これは 2006 年に発行されており、CAR より前から存在するが、そのガイダンスは依然として有効である。そこでは、次のようなガイダンスが提供されている。

- アスベスト含有材 (ACM) の取扱いについて
- ACM 取扱い免許
- ACM 取扱い作業のリスク評価、作業計画、通知
- ACM を取扱う従業員、監督者、その他の人々のトレーニング
- ACM 取扱い作業のための PPE
- ACM 取扱い作業のための隔離空間
- 廃棄物の除去を含む、ACM の除去及び修理のための制御技術
- 除染

73 アスベスト認定請負作業では常に、RPE を必要とする。これは、HSG247 の第 5 章に従って選択する必要がある。顔へのフィットテストは適格者により(たとえば「Fit2Fit RPE テストプロバイダー認証体制」を通じて)、ガイダンス「呼吸用保護具面体のフィットテスト」<sup>6</sup>に従って実施する必要がある。

74 申請者及び免許所持者は、HSG247 に含まれるガイダンスを理解する必要がある。また、業界でも、アスベスト・リエゾングループ (ALG) を通じてガイダンスを作成しており、HSE ウェブサイトの ALG セクションで ALG メモとして公開されている。参考文献及び詳細情報を参照のこと。申請者及び免許所持者は ALG のウェブページを定期的に参照し、最近の動向及び最新のガイダンスを確認する必要がある。

## 検査官の最終意見及び提案

75 評価を行う検査官は、正式会議の最後に、ALU への提案を求められる。これは、主に以下のようなものになるだろう。

- アスベスト作業免許(3 年を最大とする何らかの有効期限がある)の付与
- 申請の却下(条件付き、又は無条件)
- 既存免許の取り消し
- 既存免許の変更、又は、
- 既存免許の現状維持

76 検査官は最終コメント欄を用いて、この提案がなされた理由に関する情報を提供する必要がある。

## アスベスト作業免許の付与又は却下

77 アスベスト作業免許の申請は、ALU に対して行われる。申請者には、必要なすべての情報が与えられ、参考文献が知らされる。免許所持者に必要な特性を申請者が備えていることを保証する責任は、申請者自身にある。申請には、以下を必要とする。

- 偽りのない正確な詳細情報、及び完了した自己管理評価を含む、記入済みの申請書類 (ASB1)、及び
- 申請手数料の支払い(アスベスト免許付与のプロセスは、HSE の課金システムの 1 つであり、そのため、民間企業の説明責任と同様、定期的に監査を受け、確認される。手数料は、活動の提供により HSE に発生する費用に基づいており、年に 1 回、見直される。これには、活動の過程で消費されたスタッフの時間とともに、諸経費及び管理に関わる費用が含まれる。安全衛生手数料規則 (Health and Safety Fees Regulation) により定められた手数料は、評価の実施後に免許が与えられなかった場合も返金されない。



現在の手数料については、[www.hse.gov.uk/asbestos/licensing/index.htm](http://www.hse.gov.uk/asbestos/licensing/index.htm) を参照のこと。

78 新規申請者であるか有効期限切れに近い免許の更新申請者であるかに関係なく、免許申請手順は同じである。ただし、既存の免許所持者、又は以前に認定アスベスト作業の経験がある申請者については、過去の安全衛生の実績が考慮される。

### ALU が取る措置

79 ALU は申請受領後、予備評価を実施する。これには以下が含まれる。

- 申請書に記入された内容の正確性を確認する。
- 関連するデータベースを利用して、管理職を含め企業の詳細情報を確認する。
- HSE のデータベースで法執行情報を確認する。
- 申請書が適切に記入されていることの確認、及び
- 申請を進める上で不備がないようにするために必要な、その他の関連するあらゆる措置を取る。

80 そうすることが適切な場合、申請は地域の ALPI に送られ、処理される。ALU は ALPI が評価を実施できるように、すべての関連情報を提供する。

### ALPI が取る措置

81 ALPI は、ASB1 及びその他の申請文書を ALU から受け取り次第、正式会議で評価を実施するため、申請者に連絡をし、アポイントメントを取る。

82 正式会議の手順に続き、評価を行う。

### 提案及び決定

83 ALU 本部は、ALPI から COIN 経由で提案を受け取る。合意が成立する場合、免許は提案に従って付与又は却下される。合意が成立しない場合、ALU 本部は ALPI と協議し、決定に至る。

84 この決定は、民事上の立証基準に従って下されている。すなわち、蓋然性の均衡に基づきなされる。

85 却下と決定した場合、ALU は申請者に対し、書面で却下理由を説明する。また、免許に追加条件が含まれる場合にも、説明を行う。

### 免許期間

86 CAR の規則 8 には、免許の「有効期間は、最大で 3 年間とする」と記載されている。免許に「基準」期間というものではなく、付与される期間は、ALPI 及び ALU 本部により検討された要素の範囲によって決まる。これらの要素には以下が含まれる。

- 認定アスベスト作業の実施における申請者の経験（新規の申請者及び作業実績がほとんど又は全くない更新申請者が 1 年を超えて免許期間を付与される可能性は少ない）。
- 申請者の熟達度（たとえば、行動計画で）
- 今後の将来的な管理計画
- 遂行能力の不足に関わる問題、及び

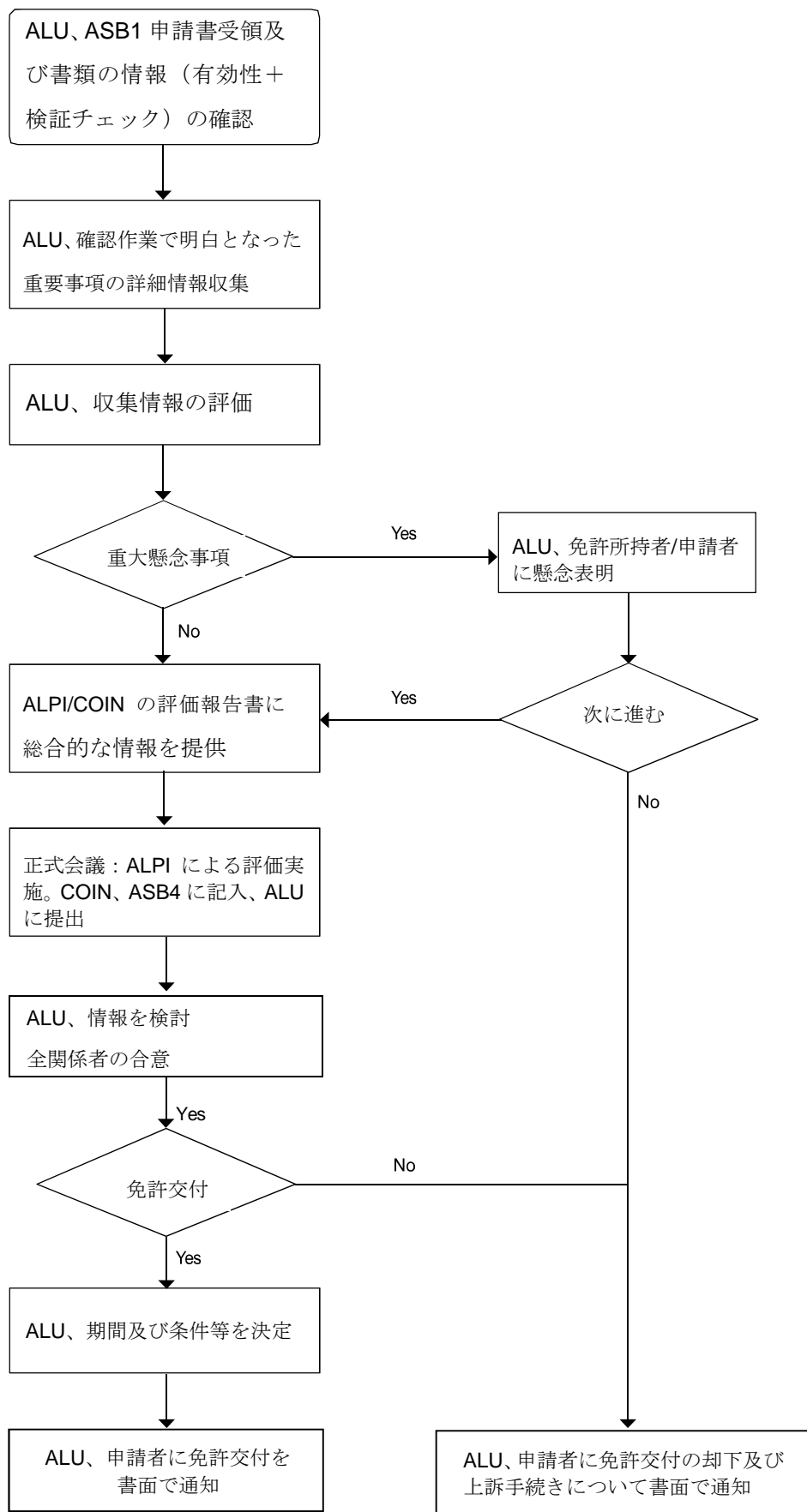
■ ALPI 及び ALU 本部が判断したその他の関連要素

**免許の却下**

- 87 評価の結果、申請が却下される場合、免許が付与されない理由を説明する文書が送付される。
- 88 特定された欠陥が比較的小さな問題である場合、条件付きの却下となり、未解決の問題を是正した上で4カ月後に再評価を受けることができる(適切な場合)。再評価には手数料がかかる。
- 89 特定された欠陥が、求められている基準から大きく逸脱している場合は、無条件の却下となる。将来、改めて申請を希望する場合、再び全額の手数料がかかり、すべての手順を最初から繰り返す。



図1 免許申請手順



# 免許の取り消し

90 前述のように、HSE は免許付与により、アスベスト取扱い作業を実施する能力のある雇用主のみにその行為を許可している。規則 8(5) は、HSE が適切とみなせば、免許を取り消すことができるとしている。取り消しの検討が適切であることが明らかになった場合、その手続きは、その他のあらゆる保留中の措置に優先する。アスベスト作業は、それを行う能力があり、それを行うことを避ける必要のない雇用主によってのみ実施される必要がある。

91 アスベスト作業免許の取り消しの決定は、ACOP の第 108 項に定められた基準に該当した場合に行われることがある。これらを行うことができるのは、実地検査官、ALPI、又は ALU である。

92 HSE が適切と認定したら、たとえ、当該業者に対する未決の刑事訴訟又は上訴手続きがあったとしても、できる限り迅速に取り消し措置を進めることが HSE の方針である。

## ALU が取る措置

93 HSE が取り消しを行うかどうか検討している場合、ALU は、取り消しファイルを準備する。

- これは、あらゆる報告書及び COIN の情報を含む、すべての検査の詳細を提供するものである。
- 各検査は、ALU により分析される。各検査の内容とともに、分析の内容及びその結論が含まれていなければならない。
- 情報が不十分、又は結論が出ていない場合、問題点を明らかにするため、関係する検査官に連絡を取らなければならない。
- 各検査は報告書で明確に特定され、「取り消しの証拠」の根拠として参照できるようにしなければならない。
- ALU は、免許の取り消しが適切とみなされた理由を詳述した分析の要約を作成する。
- 正式な取り消し会議では取り消しファイルをもとに話し合いを行うため、ALPI は取り消しファイルを完全に理解しておく必要がある。これには、ALPI と ALU との円滑な連絡が必要になる。

94 取り消しの根拠を示すため、あらゆる適切な証拠を用いる必要がある。

95 ALU は、免許所持者に対して文書を発行し、提案措置の理由を説明する。取り消しファイルの複製が提供される。免許所持者は書面による回答を求められ、ALU はこれについて検討を行う。この回答は文書で指定された日付までに ALU に届かなければならず、取り消しファイルに追加される。

96 ALU 本部は、いかなる回答も慎重に検討し、必要であれば ALPI と協議する。取り消し手続きの継続が適切であると ALU がみなす場合、ALU は免許所持者に対し、書面で通知する。

97 この文書には、正式会議の設定のために ALPI から連絡が届くことも記載される。正式会議の目的は、問われているアスベスト関連法令の違反の調査ではない。今後、安全に作業できる能力が免許所持者に備わっているかどうかの評価を行うためには、取り消し手続きの原因となった、取り消しファイルに詳述されている事実に取り組むことが必要である。免許が保持される必要があるかどうかを評価するため、最初の免許評価のときと同じ問題が再検討されることになるだろう。面接の目的は、以下について示す機会を免許所持者に与えることである。

- 免許所持者は、その免許条件を順守するため、確固とした信頼できる管理手順及び手続きを整備していたこと。
- 免許所持者は、現行のアスベスト関連法令を順守するため、確固とした信頼できる管理手順及び手続きを整備していたこと。
- アスベスト取扱い作業の結果としてリスクにさらされた者がいないこと。

98 免許所持者により、当該業者に対する未決の刑事訴訟又は上訴手続きを理由とした偏見問題が提起されるケースがあるかもしれない。潜在的な偏見は、未決の訴訟、又はまれに、取り消しそのものに関連する可能性がある。このようなケースでは、検査官は、手続きの進め方を確認するため、ごく早い段階で HSE の法律顧問の事務所に助言を求める必要がある。

## ALPI が取る措置

99 ALPI は、正式会議を設定するため、免許所持者に連絡を取る。会議は、相互に都合の良い日時に設定される。ALPI は、ALU の検査官を同席させることができる。免許所持者は事実確認のための時間を与えられるが、すでに免許取り消し提案を認識している場合、会議は早急に設定される。通常は、ALPI が免許所持者に連絡してから 2 週間以内となる。

100 免許所持者が会議への出席を拒否したら、ALPI は、再度免許所持者に文書を送り、その文書を受領した日から 14 日以内に書面で意見を提出することを求める必要がある。この文書には、免許所持者が回答しなくとも取り消し手続きは関係なく継続されること、免許所持者が提供し得た意見/情報を HSE が検討できるという利益が失われることを説明する必要がある。

101 その他の正式会議と同様に、免許所持者はその法定代理人を会議に同席させることができる。

## 会議の記録

102 会議の記録は、以下のように行わなければならない。

- その他の免許評価と同様に、会議で明らかになった詳細事項を ASB4 に記入しなければならない。
- ASB4 に加え、取り消し報告書が作成される。
- ALPI は、ASB4 に関して、ASB4 及び取り消し報告書に含まれる証拠を基にした提案をしなければならない。
- HSE が作成した、又は免許所持者が提供したすべての文書は、取り消しファイルに追加しなければならない。

## 提案及び決定

103 ALU 本部は、提案を検討し、適切な手順として ALPI と協議し、決定に至る。

104 最終決定は、ALU 本部が行う。これは、免許所持者の書面による表明に対して、取り消しの正当性を証明するあらゆる証拠を検討することによって行われる。決定は、署名及び日付入りの説明を添えた文書で行わなければならない。

105 ALU 本部は免許所持者に対して書面で決定を通知する。これには、取り消しの日付が明記される。この日付以降に免許を必要とする作業を実施することは違法となり、免許は ALU に返却されなければならない。

# 変更手順

106 また HSE は、条件の追加又は免許の有効期間の短縮により、免許の条件を変更する場合があります。変更が行われる理由は様々だが、通常は、事前に ALU から警告書が送られる。

## ALU が取る措置

107 HSE が免許の変更を検討している場合、ALU は免許所持者に向けて文書を出し、提案される措置の理由を説明する。免許所持者は書面による回答を求められ、ALU はこれについて検討を行う。この返答は、文書に明記された日付までに ALU に受領されなければならない。ALU 本部は、いかなる回答も慎重に検討し、必要であれば ALPI と協議する。アスベスト免許ユニットは、免許を変更する可能性を検討することが適切であるとみなす場合、免許所持者に書面で通知する。

108 この文書には、正式会議の設定のために ALPI から連絡が届くことも記載される。

## ALPI が取る措置

109 ALPI は、正式会議を設定するため、免許所持者に連絡を取る。会議は、相互に都合の良い日時に設定される。免許所持者は事実確認のための時間を与えられるが、すでに変更の検討を認識している場合、会議は早急に設定される。通常は、ALPI が免許所持者に連絡してから 2 週間以内となる。

110 その他の正式会議と同様に、免許所持者が望む場合、その法定代理人を会議に同席させることができる。

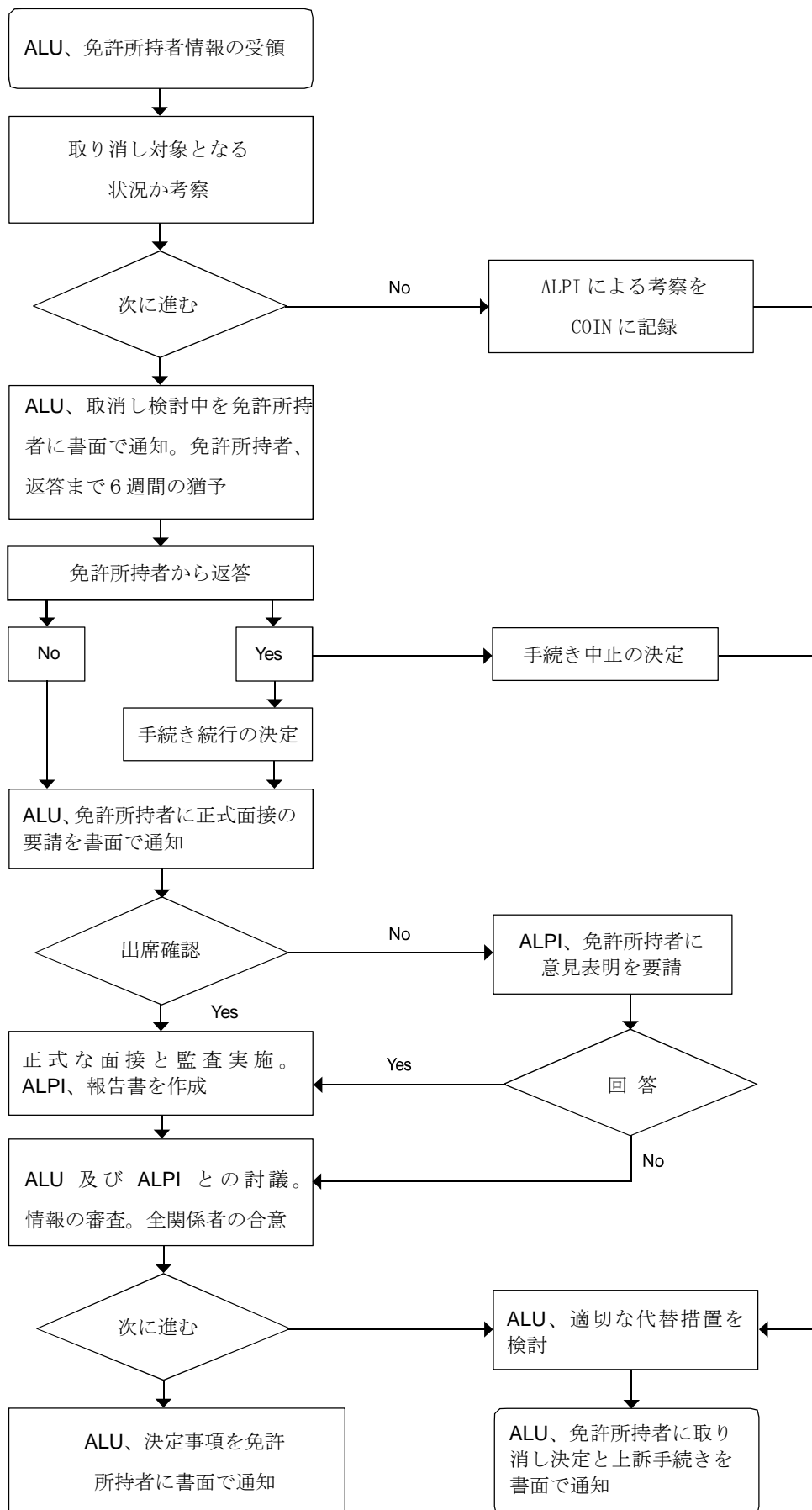
111 ALPI は、HSE のデータベース(COIN)上で提案を含めたアスベスト免許ユニットに対する報告書を作成する。

## 提案及び決定

112 提案は、アスベスト免許ユニット本部によって検討される。合意が成立する場合、免許は提案に従って変更、又は現状のままとされる。合意が成立しない場合、ALU 本部は ALPI と協議し、決定する。

113 ALU 本部は免許所持者に対して書面で決定を通知する。免許はアスベスト免許ユニットに返却されなければならない。変更の際は費用が発生する。

図2 取り消し手続き



## 上訴手順

114 アスベスト免許ユニットによって何らかの決定がなされる前には、取られる措置の正当性を完全に確保するため、あらゆる証拠が慎重に検討される。決定は、民事上の立証基準に従って精査されているという事実を照らして下されている。すなわち、蓋然性の均衡に基づき、適切な決定が下される。免許所持者/申請者は、決定がなされた理由を十分に理解できるよう、いかなる決定に対しても理由を通知される。

115 アスベスト免許ユニットによる決定の実施は、上訴手続きの結果が出るまでは続行される。決定に関する説明として提示された理由を検討した後、誤った決定がなされたことを示す正当な理由を申請者又は免許所持者が有した場合、免許所持者は 3 つの選択肢を取ることができる。

- 決定及びその理由の説明について話し合うため、アスベスト免許ユニット本部と非公式の(口頭による)協議を行う。
- HSE に対し、アスベスト免許ユニットによる決定の見直しを要請する。これは、アスベスト免許ユニットの決定に関わっていないメンバーで構成される免許審査委員会 (LRB) によって行われる。
- 労働安全衛生法(1974)第 44 節に基づいてなされた決定に対する労働厚生大臣への正式上訴
- 第 44 節の上訴は、HSE 内部における決定の見直しの有無にかかわらず、いかなる段階でも行えることを留意しておくことが重要である。

### LRB による審査

116 LRB は、以下の構成員から成る。

- ALU の統括責任を負う上級官僚機構 (SCS) の構成員 1 名
- 見直される決定に関与していない、独立した ALPI 1 名
- 認定アスベスト作業に関与していない主任検査官 1 名

117 LRB の構成員は、構成員が ALU による決定に関わっていなかった者から選ばれる。

118 LRB への審査要請は ALU に対して行う必要があり、ALU は要請を処理するための手配を行う。この要請とともにすべての詳細情報を提出し、免許所持者が LRB の実施を正当とみなす理由を説明する必要がある。LRB の SCS 構成員は、LRB の実施日、及び検討されるべきその他の提出物の提出期限を申請者に通知する。

119 LRB の決定は、会議後直ちに申請者に通知される。

### 第 44 節による上訴

120 労働安全衛生法(1974)の第 44 節に基づき、決定に対する上訴は、労働年金大臣、労働年金省 (DWP)、79Whitehall, London, SW1A.2NS 宛てに送付すること。

121 上訴には、以下を含めなければならない。

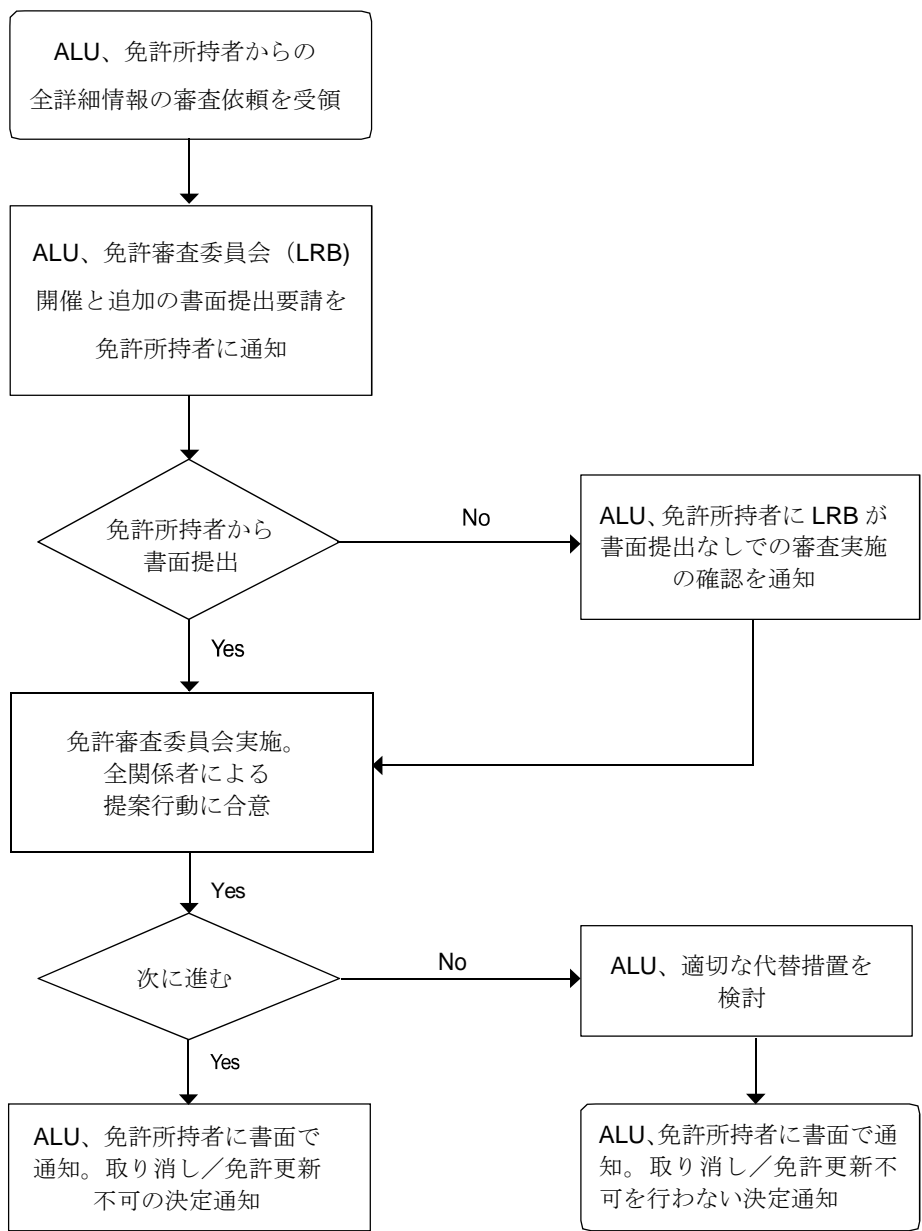
- 上訴人の氏名及び住所
- 上訴の対象とする具体的な決定事項、及び
- 上訴の根拠



122 国務大臣に上訴する権利については、アスベスト作業免許の却下、変更、又は取り消しの決定に関するアスベスト免許ユニットからのすべての文書において説明される。

123 上訴がなされ次第、申請者には **DRP** から連絡が届く。

図3 上訴手順



## 参照文献及び参考文献

- 1 安全衛生委員会方針綱領：委員会の許可制度へのアプローチ（(Health and Safety Commission Policy Statement: Our approach to permissioning regimes)）。HSE2003 [www.hse.gov.uk/enforce/how.htm](http://www.hse.gov.uk/enforce/how.htm)
- 2 アスベスト含有建材の取扱い作業（Work with materials containing asbestos）。アスベスト管理規則（2006）（Control of Asbestos Regulations 2006）。公認実施準則及びガイダンス L143 (Approved Code of Practice and guidance L143) HSE 出版、2006 年。ISBN 978 0 7176 6206 7 [www.hse.gov.uk/pubns/books/L143.htm](http://www.hse.gov.uk/pubns/books/L143.htm)（本規則は、2012 年規則に適用）
- 3 成功する安全衛生管理。HSG65（第 2 版）（Successful health and safety management HSG65 (Second edition)）HSE 出版、1997 年 ISBN 978 0 7176 1276 5 [www.hse.gov.uk/pubns/books/HSG65.htm](http://www.hse.gov.uk/pubns/books/HSG65.htm)
- 4 アスベスト：認定請負事業者のためのガイド。HSG247 (Asbestos: The licensed contractors' guide HSG247) HSE 出版、2006 年 ISBN 978 0 7176 2874 2 [www.hse.gov.uk/pubns/books/HSG247.htm](http://www.hse.gov.uk/pubns/books/HSG247.htm)
- 5 安全衛生管理：安全衛生管理評価に関する規制機関職員のためのガイダンス。HSE 2010 (Managing for health and safety: Guidance for regulatory staff on the practice of assessing health and safety management HSE 2010) [www.hse.gov.uk/managing/regulators/regulators.pdf](http://www.hse.gov.uk/managing/regulators/regulators.pdf)
- 6 呼吸用保護具面体のフィットテスト。使用のための回状。OC 282/28 HSE 2011 [www.hse.gov.uk](http://www.hse.gov.uk)  
HSE のアスベストウェブページ：[www.hse.gov.uk/asbestos/index.htm](http://www.hse.gov.uk/asbestos/index.htm)

Asbestos Liaison Group (ALG): [www.hse.gov.uk/aboutus/meetings/committees/alg/index.htm](http://www.hse.gov.uk/aboutus/meetings/committees/alg/index.htm)

ALG ガイダンスは、以下の HSE ウェブサイト上で ALG memos として発行されている。  
[www.hse.gov.uk/aboutus/meetings/committees/alg/memos\\_issued.htm](http://www.hse.gov.uk/aboutus/meetings/committees/alg/memos_issued.htm).

## 詳細情報

安全衛生に関する情報の入手、あるいは本ガイダンス内の誤りに関する連絡先は、[www.hse.gov.uk/](http://www.hse.gov.uk/) である。HSE ガイダンスはオンラインで閲覧可能である。また、ウェブサイトから有料出版物の注文も可能である。HSE の有料の出版物は、書店でも販売している。

本書類は、[www.hse.gov.uk/pubns/hse50.pdf](http://www.hse.gov.uk/pubns/hse50.pdf) で閲覧可能である。

© Crown copyright 本情報の再利用を希望の場合は、以下で詳細を確認されたい。  
[www.hse.gov.uk/copyright.htm](http://www.hse.gov.uk/copyright.htm) 初版発行 2012 年 4 月